

現場説明書

第1（適用）

本現場説明書は、平成26年度「長崎県総合就業支援センター整備工事」の入札公告中、1の(7)による「施工条件」を明示するものである。

第2（施工条件明示）

本工事の施工に当たって、施工条件を下記に明示するので、請負者は施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に重大な変更が生じた場合は、協議のうえで、契約変更対象とする。

1．工程関係

- ・平成26年12月29日を本工事の現場施工に着手する日として指定する。
- ・本工事の現場での着手は、施設管理者との工事着手前打ち合わせにて決定するものとする。
- ・本工事は商業テナント等が入居しているため、施設の営業時間内（10:00～23:00）に著しい騒音や振動、臭気の発生を伴う工事はできないものとする。
- ・工事着手前に全体工程表を施設側と協議のうえで作成し、週間工程表を前週に提出すること。
- ・材料の承認や変更協議には時間がかかるため、前もって提出、協議を行うこと。

2．工事支障物件関係

- ・本工事の敷地内の工事の支障となるものがある場合においても、勝手に移動又は処分などを行わないこと。監督職員と協議のうえで対処すること。

3．公害関係

- ・工事で発生した汚水、洗浄水を側溝等に流さないこと。（塗料類、モルタル類及びこれらの機器の洗浄水等）
- ・工事に伴い発生した廃材は放置等することなく、請負者の責任で適切に処分すること。
- ・請負者の責めによる破損、汚損は、原形復旧すること。

4．安全関係

- ・大型車両の搬出入時には台数に関わらず、必ず交通誘導員を配置すること。

5．資機材等の搬出入関係

- ・資機材等の搬出入経路、搬出入時間は、工事着手前に施設側と打ち合わせることとし、基本的に営業時間帯は避けること。

第3 配置技術者・現場代理人関係

1．配置技術者・現場代理人関係

- ・配置技術者・現場代理人の配置については、原則として契約締結日とするが、配置できない場合は契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議で

きる。

- ・配置技術者・現場代理人の配置免除の協議に当たっては、現場代理人決定（変更）通知提出時において、打ち合わせ簿により、他工事の選任期間終了日を明示した上で、その期間を確認する。
- ・配置技術者・現場代理人の選任については、平成26年12月29日（現場施工着手指定日）からとする。

「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は管理技術者との兼任を認めないことをいう。

「専任」を要しない期間であっても、配置技術者として配置されている期間は他の工事現場の専任技術者にはなれず、他工事の専任技術者が当該工事の配置技術者にはなれない。

本工事の現場施工着手指定日の前日までに完了する他の工事現場の配置技術者（現場代理人）を本工事の配置技術者（現場代理人）とする場合は、前記1に基づき、配置技術者の配置免除の協議を行わなければならない。ただし、どちらの工事も建設業法第26条第5項に該当せず、配置技術者の選任が求められていない工事であれば、配置技術者の配置免除の協議は不要。

（現場代理人も同一人物が兼務するのであれば、現場代理人の協議は必要）